

SUNRISE

<SUNRISE = 太陽が昇る「日の出」と、三中(SUN)の雰囲気がいよいよ上がって(RISE)いくようにとの思いを込めて…>

堺市立三国丘中学校 生徒指導通信 生徒指導部発行 No. 24 2025. 10. 6

火遊びの怖さ、知っていますか？

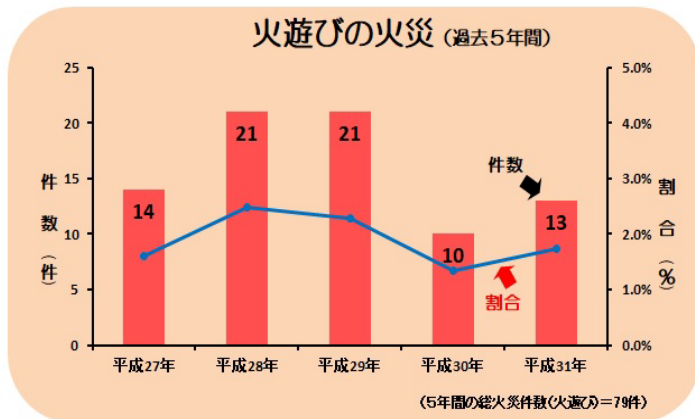
毎年、秋から冬にかけての季節でこの記事に掲載しています。「またか・・・」と思う人がいるかもしれませんが、改めてしっかりと読んでください。令和5年中の火遊びによる火災は 363 件発生しているそうです。火遊びによる火災のうち、「ライター」によるものが 195 件 (53.7%) で最も多く、次いで「マッチ」によるものが 83 件 (22.9%)、「火のついた紙」によるものが 13 件 (3.6%) となっていて、これらが全体の件数の約 8 割を占めています。

火災原因のうち、毎年上位に名を連ねるものの中に『火遊び』があります。火遊びとは、火を点けるという行為から、放火の一種であるとも言えますが、行為者が子どもであるという点で、放火とは異なります。では火遊びとは何でしょうか？

火遊びの定義

消防機関では、火遊びとは「義務教育以下の児童が、これといった目的も無く火をもてあそび、誤って可燃物に着火させること」と定義しています。行為者が『子ども』であることに加え、わかりやすく言えば『まさか火事になるとは思っていない』ことが条件となります。これは言いかえると、例え子どもであっても、火災になる危険性があるとわかっていて火を放った場合は、それは火遊びではなく『放火』になってしまうということです。火遊びは、放火と区別して考えられてはいるものの、その違いは紙一重であり、非常に危険な行為なのです。

火遊びによる火災の件数



少し古いものですが、左の図は火遊びによる火災の件数 (大阪市) を表しています。中には住宅が全焼した事案や、死傷者が発生してしまった事案もあり、その数は決して少ないものではありません。また、火災に至らなくても、火遊びという『行為』自体を数えたとすれば、恐らくそれは莫大な数となることでしょう。

放火・失火の罪に該当する罪

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 現住建造物等放火罪 (刑法108条) | 非現住物等放火罪 (刑法109条) |
| 建造物等以外放火罪 (刑法110条) | 延焼罪 (刑法111条) |
| 放火予備罪 (刑法113条) | 消化妨害罪 (刑法114条) |
| 失火罪 (刑法116条) | 業務上失火罪 (刑法117条の2) |
| 重過失失火罪 (刑法117条の2) | |

放火・失火の罪に該当する罪として上記のようなものがあります。いずれも懲役および罰金の刑罰を受けることになります。自分自身が罪を背負うだけでなく、人の命や財産まで奪ってしまう危険性があるのが火遊びです。火遊びは絶対にしないようにしましょう。

8：25登校にご協力を！！朝の余裕が一日の落ち着きに！